

株式会社ワコム 定款

| | | | |
|--------------|-------|--------------|----|
| 昭和58年 6月 28日 | 作成 | 平成27年 6月 26日 | 改訂 |
| 昭和58年 7月 1日 | 公証人認証 | 平成29年 6月 23日 | 改訂 |
| 昭和58年 7月 12日 | 会社成立 | 令和 4年 6月 28日 | 改訂 |
| 昭和60年 1月 16日 | 改訂 | 令和 5年 3月 1日 | 改訂 |
| 昭和60年 6月 3日 | 改訂 | | |
| 平成 2年 9月 27日 | 改訂 | | |
| 平成 3年 3月 2日 | 改訂 | | |
| 平成 4年 2月 8日 | 改訂 | | |
| 平成 4年 5月 6日 | 改訂 | | |
| 平成 4年 6月 26日 | 改訂 | | |
| 平成 4年12月 21日 | 改訂 | | |
| 平成 5年 6月 28日 | 改訂 | | |
| 平成 6年 6月 29日 | 改訂 | | |
| 平成 6年12月 17日 | 改訂 | | |
| 平成12年 7月 31日 | 改訂 | | |
| 平成12年10月 3日 | 改訂 | | |
| 平成12年11月 1日 | 改訂 | | |
| 平成13年 2月 26日 | 改訂 | | |
| 平成13年 6月 28日 | 改訂 | | |
| 平成14年 6月 27日 | 改訂 | | |
| 平成14年11月 8日 | 改訂 | | |
| 平成15年 6月 26日 | 改訂 | | |
| 平成15年11月 20日 | 改訂 | | |
| 平成16年 6月 24日 | 改訂 | | |
| 平成17年 6月 23日 | 改訂 | | |
| 平成17年11月 18日 | 改訂 | | |
| 平成18年 6月 22日 | 改訂 | | |
| 平成19年 6月 21日 | 改訂 | | |
| 平成21年 6月 25日 | 改訂 | | |
| 平成22年 1月 6日 | 改訂 | | |
| 平成22年 6月 24日 | 改訂 | | |
| 平成25年 4月 30日 | 改訂 | | |
| 平成25年 6月 1日 | 改訂 | | |
| 平成25年 6月 27日 | 改訂 | | |

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ワコムと称し、英文ではWacom Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子応用機器、コンピュータおよびコンピュータ関連機器ならびに関連部品の製造、開発および販売
2. コンピュータシステムおよびソフトウェアの開発、販売および開発の受託
3. コンピュータおよびそのネットワークシステムの運営管理の受託
4. 情報処理サービス、情報提供サービスおよびそれらのコンサルティング業務
5. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県加須市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、552,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(新株予約権無償割当の決定機関)

第9条 当会社は、新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主の権利行使手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集しその議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(補欠の監査等委員)

第21条 当会社は、法令で定めた監査等委員である取締役の員数を欠くことになるときに備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

- ② 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第22条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項にかかる監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、代表取締役の中から社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役または代表取締役の中から副社長、専務および常務各若干名を定めることができる。

(招集権者および議長)

第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第25条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役が職務を行うにつき
善意でかつ重大な過失がない場合において、同第423条第1項の取締役（取
締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決
議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等
であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取
締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同第423条第
1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該
契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令
が規定する額のいずれか高い額とする。

(決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、
その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第28条 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議
事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を
可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に
定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押
印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 当会社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重
要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締
役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 前条にかかわらず取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、
その決議によって、同条第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決
定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産
上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主
総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定するこ
とができる。

(招集通知)

第34条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前
までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短
縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会
を開催することができる。

(決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が
出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法
令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれ
に記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に
おいて定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につい
ては、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役
会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当は、毎年3月31日、中間配当は9月30日の最終の株主名
簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、これを行
うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当金が支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、

当会社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により監査役が職務を行うにつき

善意でかつ重大な過失がない場合において、第32回定時株主総会終結前の行為に関する同第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。